

株主各位

第111回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

○連結計算書類の連結注記表

○計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.k-neturen.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

高周波熱錬株式会社

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称 株式会社 Netzlen・ヒートトリート
株式会社 Netzlen小松
株式会社 Netzlen・ヒラカタ
Netzlen・ユー・エス・エーInc.
Netzlen アメリカ コーポレーション
上海中煉線材有限公司
塩城高周波熱煉有限公司
広州豊東熱煉有限公司
高周波熱錬（中国）軸承有限公司
韓国熱錬株式会社
Netzlen・チェコ有限公司
PT. Netzlen・インドネシア
Netzlen・メキシコ, S. A. de C. V.

(2) 非連結子会社の状況

会社名 株式会社 Netzlen・名南

連結の範囲から除いた理由

株式会社 Netzlen・名南は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 5社

主要な会社等の名称

株式会社ネツレン・名南

高麗熱錬株式会社

ユーエスタCO., LTD.

エヌティーケー精密アクスル株式会社

天津豊東熱処理有限公司

(2) 持分法適用手続に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社17社の決算日はすべて12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、（リース資産を除く） 1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、期末在籍従業員に対し、協定に基づいて計算した賞与支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員及び執行役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金……………内規に基づく役員及び執行役員への当社株式の交付に充てるため、給付見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約の中で据付の義務を負う製品については、製品の据付が完了した時点で収益を認識しております。

有償支給取引については、有償支給元への売り戻し時に、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計

処理の方法 ……… 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生額を定額法（10年）により按分し、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 有償支給取引に係る収益認識

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引について、従来は有償支給元への売戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

(2) 据付を要する製品に関する収益認識

顧客との契約の中で当社グループが据付の義務を負う製品について、従来は一部の取引において、製品部分は顧客からの検収時、役務部分は据付完了時に収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等に基づき履行義務の識別及びその充足時点について検討を行った結果、製品の据付が完了した時点で、顧客は製品に対する支配を獲得し、履行義務を充足すると判断し、製品部分と役務部分を併せて収益を認識することとしております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、当該会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当連結会計年度の売上高は10百万円増加し、売上原価は61百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ72百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は53百万円減少しております。

3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
減損の兆候又は減損損失の認識を慎重に検討した国内外の一部の資産グループの連結貸借対照表上の有形固定資産 (減損損失計上後)	3,474
減損の兆候又は減損損失の認識を慎重に検討した国内外の一部の資産グループの連結貸借対照表上の無形固定資産	5
減損損失	241

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、原則として、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握に当たっては、国内外の一部の資産グループについて慎重に事業計画等を検討し、減損の兆候が認められた場合には、減損損失の認識の判定を実施いたしました。

割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているかどうかの判定については、以下の仮定に基づいております。

- ①各資産グループの事業計画については、経営陣により承認された予算及び中期経営計画を基礎として算定し、事業計画期間後の売上高の成長率は地域や事業によって異なりますが、1%以下としました。
- ②変動費については、実績及び予算等に基づき合理的に算定した変動費率を売上高に乗じて算出し、固定費については、実績及び年々の昇給率等を見込んで算出しました。
- ③割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は、各資産グループの主要な資産の経済的残存使用年数としました。

この結果、当社岡山工場及び九州高周波熱錬株式会社（連結子会社）の有形固定資産について減損損失を計上いたしましたが、その他の資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていること等から、減損損失の計上には至っておりません。

なお、当社岡山工場及び九州高周波熱錬株式会社の減損につきましては、連結損益計算書に関する注記を参照してください。

また、国内外の景気動向は緩やかな回復基調で推移することが期待されますが、今後の新型コロナウイルス感染症による経済への影響を見通すことは困難であります。これに加え、半導体等の部品不足による生産の停滞、鋼材などの材料費、電力費や物流費の高騰によるコストアップも引き続き懸念される状況です。さらには、ウクライナ情勢を巡る世界経済の混乱が、資源・エネルギー価格の高騰に拍車をかけるなど、企業の事業環境を悪化させております。

これらの懸念材料が解消するには、時間を要することが見込まれることから、しばらくは予断を許さない状況が継続し、当社グループの業績にも影響を与えると想定しております。

このような仮定のもと、固定資産の減損の判定について、会計上の見積りを行っておりますが、これらの懸念材料が長期化した場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 58,707百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失 (特別損失)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失
熱処理設備	機械装置及び 運搬具、土地	当社岡山工場(岡山県総社市)	162百万円
	同上	九州高周波熱錬株式会社 (福岡県北九州市若松区)	79百万円

当社グループは、資産を管理会計上の区分を基準に、主として工場単位（事業の相互補完性が認められる場合は、複数工場をひとつのグルーピングとする。）でのグルーピングを行っております。また、連結子会社は主として会社単位でのグルーピングを行っております。

これらの資産グループのうち、当社岡山工場の主要な取引先である自動車業界及び九州高周波熱錬株式会社（連結子会社）の主要な取引先である大型工作機械業界において、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、半導体等の部品の需給逼迫による生産活動の停滞や、今後の事業計画におけるウクライナ情勢に伴う資源やエネルギー価格の高騰懸念などの影響から、固定資産に収益性の低下が認められたため、その固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（241百万円）として特別損失に計上しております。

減損損失の資産別内訳は、機械装置及び運搬具197百万円、土地43百万円であります。

なお、上記の資産グループのうち、当社岡山工場の回収可能価額は、正味売却価額としております。また、九州高周波熱錬株式会社の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.9%で割引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式(株)	43,790,500	—	2,884,000	40,906,500
自己株式				
普通株式(株)	3,928,280	338	2,928,500	1,000,118

(注) 1. 発行済株式の減少2,884,000株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加338株は、単元未満株式の買取りによるものであります。自己株式の減少2,928,500株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却2,884,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分44,500株によるものであります。

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	358	9.0	2021年 3月31日	2021年 6月28日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	518	13.0	2021年 9月30日	2021年 12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当 の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	678	利益剰余金	17.0	2022年 3月31日	2022年 6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性及び流動性の高い金融資産で運用し、また、運転資金は主に自己資金及び金融機関からの借入でまかなっております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び一時的な余資運用の債券等であり、定期的に時価を把握しております。

なお、デリバティブ取引は、社内規程に従い、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用することがありますが、投機的な取引では一切行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	440	438	△1
その他有価証券 (注) 2	3,357	3,357	—
資産計	3,797	3,795	△1
デリバティブ取引 (注) 3			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(19)	(19)	—
デリバティブ取引計	(19)	(19)	—

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」および「電子記録債務」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	265

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	3,357	—	—	3,357
資産計	3,357	—	—	3,357
デリバティブ取引 通貨関係	—	19	—	19
負債計	—	19	—	19

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	438	—	438
資産計	—	438	—	438

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	製品事 業部関 連事業	I H事 業部関 連事業	計		
土木・建築関連製品	9,589	—	9,589	—	9,589
自動車関連製品	15,532	—	15,532	—	15,532
建設機械関連製品	4,435	—	4,435	—	4,435
熱処理受託加工関連	—	15,406	15,406	—	15,406
誘導加熱装置関連	—	6,229	6,229	—	6,229
その他	1,648	30	1,679	0	1,679
顧客との契約から生じる収益	31,205	21,666	52,872	0	52,872
その他の収益 (注) 2	—	—	—	132	132
外部顧客への売上高	31,205	21,666	52,872	132	53,004

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等であります。

2. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく不動産賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産の残高等

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	10,666	12,618
契約資産	50	77

(2) 契約負債の残高等

契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	321	452

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は302百万円です。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,494円67銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 67円45銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

2021年5月に策定した長期経営ビジョンである「NETUREN VISION 2030」及び第15次中期経営計画でのキャピタル・アロケーションに基づき、第15次中期経営計画目標必達のため、今後の財政状況を踏まえ、経営環境の変化に対応した柔軟な資本政策の遂行、資本効率の向上及び株主還元のさらなる拡充を目的としております。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	3,125,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合7.83%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,500,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2022年5月23日から2023年3月31日まで
(5) 取得方法	投資一任方式による東京証券取引所における市場買付

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
 - 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（リース資産を除く）（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - 無形固定資産……………定額法（リース資産を除く）
 - リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、期末在籍従業員に対し、協定に基づいて計算した賞与支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員及び執行役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金……………内規に基づく役員及び執行役員への当社株式の交付に充てるため、給付見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を「退職給付引当金」または「投資その他の資産（前払退職給付費用）」として計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生額を定額法（10年）により按分し、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

6. 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約の中で据付の義務を負う製品については、製品の据付が完了した時点で収益を認識しております。

有償支給取引については、有償支給元への売り戻し時に、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

当社が代理人として製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 有償支給取引に係る収益認識

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引について、従来は有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

(2) 据付を要する製品に関する収益認識

顧客との契約の中で当社が据付の義務を負う製品について、従来は一部の取引において、製品部分は顧客からの検収時、役務部分は据付完了時に収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等に基づき履行義務の識別及びその充足時点について検討を行った結果、製品の据付が完了した時点で、顧客は製品に対する支配を獲得し、履行義務を充足すると判断し、製品部分と役務部分を併せて収益を認識することとしております。

(3) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、当該会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

2. 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当事業年度の売上高は4,056百万円減少し、売上原価は4,067百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ10百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は8百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」(前事業年度31百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(百万円)

	当事業年度
減損の兆候又は減損損失の認識を慎重に検討した当社の一部の資産グループの貸借対照表上の有形固定資産 (減損損失計上後)	2,622
減損の兆候又は減損損失の認識を慎重に検討した当社の一部の資産グループの貸借対照表上の無形固定資産	0
減損損失	162

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、原則として、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握に当たっては、当社の一部の資産グループについて慎重に事業計画等を検討し、減損の兆候が認められた場合には、減損損失の認識の判定を実施いたしました。

割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているかどうかの判定については、以下の仮定に基づいております。

- ①各資産グループの事業計画については、経営陣により承認された予算及び中期経営計画を基礎として算定し、事業計画期間後の売上高の成長率は事業によって異なりますが、1%以下としました。
- ②変動費については、実績及び予算等に基づき合理的に算定した変動費率を売上高に乗じて算出し、固定費については、実績及び年々の昇給率等を見込んで算出しました。
- ③割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は、各資産グループの主要な資産の経済的残存使用年数としました。

この結果、当社岡山工場の有形固定資産について減損損失を計上いたしました。が、その他の資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていること等から、減損損失の計上には至っておりません。

また、国内外の景気動向は緩やかな回復基調で推移することが期待されますが、今後の新型コロナウイルス感染症による経済への影響を見通すことは困難であります。これに加え、半導体等の部品不足による生産の停滞、鋼材などの材料費、電力費や物流費の高騰によるコストアップも引き続き懸念される状況です。さらには、ウクライナ情勢を巡る世界経済の混乱が、資源・エネルギー価格の高騰に拍車をかけるなど、企業の事業環境を悪化させております。

これらの懸念材料が解消するには、時間を要することが見込まれることから、しばらくは予断を許さない状況が継続し、当社の業績にも影響を与えると想定しております。

このような仮定のもと、固定資産の減損の判定について会計上の見積りを行っておりますが、これらの懸念材料が長期化した場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	45,581百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	299百万円
長期金銭債権	454百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	354百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,309百万円
仕入高	167百万円
営業取引以外の取引高	890百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	3,928,280	338	2,928,500	1,000,118

(注) 自己株式の増加338株は、単元未満株式の買取りによるものであります。自己株式の減少2,928,500株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却2,884,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分44,500株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産	39百万円
有形固定資産	10百万円
無形固定資産	15百万円
投資有価証券	795百万円
貸倒引当金	27百万円
未払事業税	46百万円
賞与引当金	230百万円
株式報酬費用	14百万円
退職給付引当金	348百万円
環境対策費	4百万円
減損損失	895百万円
その他有価証券評価差額金	68百万円
その他	37百万円

繰延税金資産小計	2,533百万円
評価性引当額	△1,434百万円
繰延税金資産合計	1,098百万円

繰延税金負債

特定資産買い換え	△331百万円
その他有価証券評価差額金	△328百万円
退職給付信託設定益	△70百万円
その他	△46百万円

繰延税金負債合計	△777百万円
----------	---------

繰延税金資産の純額	321百万円
-----------	--------

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,221円18銭
2. 1株当たり当期純利益	65円34銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。